

## 審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 農林水産部 畜産課

法令名	佐賀県獣医師修学資金貸与条例	法令番号	平成 5 年 第 17 号
手続名	返還の免除	根拠条項	第 9 条
審査基準	<p>・知事は、修学資金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、返還金及び加算金の返還を免除する。</p> <p>1 獣医師免許を取得後 1 年以内に指定期間において獣医師の業務に従事し、その従事した期間が修学資金の貸与期間の 2 分の 3 に達したとき</p> <p>2 1 に規定する業務の従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき</p> <p>・知事は、修学資金の貸与を受けた者が死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により返還金及び加算金を返還することができなくなったときは、当該返還金及び加算金の全部又は一部の返還を免除することができる。</p>		
受付機関	畜産課	処理機関	畜産課
		交付機関	畜産課
		標準処理期間	5 日
		標準経由期間	日
		目次	